

(残留農薬の検査)

第11条 知事は、残留農薬の検査体制を整備し、農産物の安全を確認するため特に必要があると認めるときは、残留農薬について検査するものとする。

(出荷停止等の勧告)

第12条 知事は、無登録農薬その他農産物の安全に著しい影響を及ぼすおそれのある農薬の使用が確認されたときは、農産物の出荷団体又は農薬使用者に対し、当該農産物の出荷若しくは販売の停止又は回収の勧告をすることができる。

(立入検査)

第13条 知事は、販売者（法第一条の二第三項に規定する製造者及び輸入者を除く。）又は農薬使用者に対し、この条例の施行に必要な限度において、その業務若しくは農薬の使用に関し報告をさせ、又はその職員に検査のため必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第14条 知事は、農薬の適正な販売、使用及び管理のために必要があると認めるときは、販売者又は農薬使用者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を第一項の規定による勧告を受けた者に通知し、その者が意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、知事は、農産物の安全を確保する上で緊急を要する場合は、直ちにその旨を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成14年10月11日条例第54号）この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成15年3月17日条例第3号）この条例は、公布の日から施行する。

(2) 3点セットによる安全確保のしくみ

群馬県では、農薬適正使用条例に基づき3重の安全確保による安心な農産物の提供に一丸となって取り組んでいます。

1. 安全確保・・・農家の取り組み

－栽培－

- ◆農家は、使用基準を守って農薬を使用します。
- ◆使用した農薬は、農薬使用記帳簿に記録し保存します。
- ◆出荷団体の自主検査や行政検査の結果から農薬の使用履歴について求められた時は、速やかに提示し調査等に協力します。



2. 安全確認・・・出荷団体の自主検査

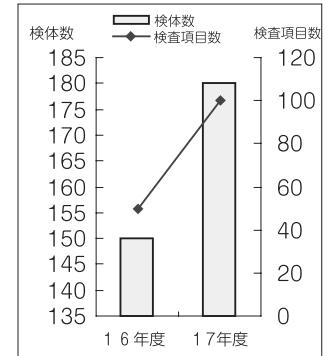


- ◆農薬使用記帳簿の内容を確認します。
- ◆JAなど出荷団体は出荷される農産物の残留農薬の検査を実施しています。
- ◆検査は迅速性に優れる分析法（イムノアッセイ法）により実施され、検査情報はホームページに公開されています。
- ◆検査の結果、問題が発見された場合には、速やかに原因究明を行うとともに、農薬の適正使用や消費者に対する安全性確保のための措置を取ります。

J A 全農ぐんまHP : http://www.gm.zennoh.or.jp/bunseki/fr_bunseki.htm

3. 安全確認・・・行政検査

- ◆生産段階での自主管理が機能しているかを県が計画的に確認します。
- ◆確認の方法は、集出荷場等で農産物をサンプリング（抽出採取）して群馬県食品安全検査センターで残留農薬の検査をします。
- ◆検査は、最新の分析技術を導入し、食品中から農薬成分を迅速に抽出できるSFE（超臨界流体抽出装置）とガスクロマトグラフ・質量分析装置を併用して多数の農薬を一斉に測定します。
- ◆検査の結果、問題が発見された場合には、関係機関と連携のうえ、上記の自主検査と同様の措置を取ります。



◆検査の情報は、県ホームページ(食品安全情報センター)で公表されています。
<http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/index.html>